

業務委託仕様書

1 件 名

令和8年度公共用水域水質検査業務委託

2 業務内容

盛岡市が持ち込む試料について水質の測定を行い、その結果を報告すること。

3 実施要領

(1) 測定地点、測定項目及び件数

別表のとおり。

(2) 採水時期

別表の測定地点及び測定項目ごとの回数により、次のとおりとする。

別表の回数	時期
12回の場合	毎月
9回の場合	4月から12月までの毎月
6回の場合	5月、7月、9月、11月、1月、3月 (太字の場合は5月から10月までの毎月)
4回の場合	5月、8月、11月、2月 (岩洞ダムは6月、7月、8月、9月) (ふん便性大腸菌群数は5月、7月、9月、11月)
3回の場合	6月、7月、8月
2回の場合	8月、2月
1回の場合	8月

※ 上記の時期により難しい場合は、その都度協議することとする。

(3) 測定方法

ア 直ちに測定又は前処理を行う必要がある項目（BOD、COD、大腸菌数、SS、VOC等）については採水時刻から概ね24時間以内、その他の項目にあつては速やかに測定又は前処理を行うこと。

イ 次に定める方法により測定すること。

- ・ 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）
- ・ 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成5年環境庁通知）

- ・ 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）

ウ 上記に定めのない項目については日本産業規格及び上水試験方法等、科学的に確立された方法により測定すること。

4 結果報告

受注者は、持ち込まれた検体の計量証明書を2週間以内に盛岡市環境部環境企画課（以下「環境企画課」という。）に報告すること。また、電子データ（盛岡市が示す形式によるExcelファイル、CD-ROM等）及びプランクトンの検査結果については6週間以内に報告すること。なお、これらの報告日数を超過することが見込まれる場合は、あらかじめ書面により協議することとする。また、全ての測定結果を取りまとめたものを、上記の電子データとは別に、盛岡市が示す形式によるExcelファイルにより報告すること。

5 その他

- (1) 受注者は、計量法第107条による濃度に係る計量証明事業登録者であること。
- (2) 検体の受け入れは、原則としてすべての平日（土曜日を除く。）とする。
- (3) 人の健康の保護に関する環境基準項目、生活環境の保全に関する環境基準項目及び要監視項目並びにふん便性大腸菌群数及び陰イオン界面活性剤等の項目については受注者自身が測定を行うこととする。
- (4) 採水に必要な容器等は受注者が用意し、採水前に発注者に引き渡ししておくこととする。
- (5) 検体の引き渡しは、原則として受注者が環境企画課で受け取ることとする。検体を市外に搬出する必要がある場合は、環境企画課が運送会社に持ち込み、クール（冷蔵タイプ）便の着払いで発送する。引き渡し方法に変更がある場合は、協議することとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。